

## 県庁舎整備特別委員会委員長報告

平成23年1月12日

県庁舎整備特別委員会の調査結果についてご報告申し上げます。

現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、老朽化、狭隘化、分散化等の課題に加えて、災害発生時の防災拠点施設としての耐震性と適切な機能確保が緊急の課題となっております。

県庁舎の整備については、昭和46年12月に県議会に特別委員会が設置されて議論が開始されました。

それ以降、今日に至るまで、本委員会を含め5回の特別委員会等が設置されるなど、40年という長きにわたり、慎重かつ熱心な議論が重ねられてきた、長崎県政の中でも長い歴史のある重要課題の一つであります。

これまでの経過を振り返ってみますと、平成元年2月定例会において、県庁舎建設整備の財源に充てるため、「長崎県県庁舎建設整備基金条例」を議決し、その後、厳しい財政状況の中にあっても、毎年度積立てが続けられてきた結果、平成21年度末の基金残高は約371億円となっております。今般の厳しい経済状況等を思えば、このような庁舎整備にかかる財源が確保されているのは、当時の県議会の英断であったと思います。

また、平成8年2月には、「県庁舎建設特別委員会」が設置され、平成9年2月定例会において、「長崎魚市跡地を県庁舎の建設候補地とする意見が大勢を占めた」という委員長報告が行われたところであります。

この委員長報告を踏まえ、平成9年9月に当時の高田知事が、「新庁舎の建設場所は長崎魚市跡地が最適である」ことを表明し、この方針に沿って、長崎市議会及び長崎市長の同意を得て、県庁舎用地の造成を目的とする長崎魚市跡地の埋立工事が進められ、平成21年7月に完成に至ったところであります。

長崎魚市跡地の埋立工事の進捗や長崎駅周辺の新しいまちづくりの本格的な始動に合わせて、県において、県庁舎整備に向けての具体的な検討が進められることとなったことから、県議会としての対応の参考とするため、平成20年9月に、議会運営委員会の主催により、県内5地域において「県庁舎整備について県民の声を聴く会」を開催いたしました。

この会には、600名を超える多くの県民の皆さんの参加をいただき、率直な質疑と活発な意見交換が行われ、県議会としての検討の必要性が明らかになったことから、平成20年10月に「県庁舎整備特別委員会」を設置し、終始活発な議論が行われたところであります。

その結果については、平成21年5月臨時会において佐藤了委員長からの報告が行われるとともに、「新しい庁舎を建て替える場合の建設場所を魚市跡地とし、新庁舎の着工を判断するため、早急に基本構想を策定すること」を求める「県庁舎整備に関する意見書」が賛成多数で可決され、知事に提出されました。

この意見書を受け、県では、県庁舎を建て替える場合の建設場所を長崎魚市跡地として、県庁舎整備の基本構想の検討に着手し、平成22年2月に「県庁舎整備基本構想案」として取りまとめ、県議会に報告されました。

県議会としては、この基本構想案の提出を受け、基本構想の内容を審議した上で着工についての判断を行う必要があることから、平成22年3月に「県庁舎整備問題等に関する調査」を付議事件とする本特別委員会が設置されたところであります。

本委員会では、県から提出された基本構想案を中心としながら、現状と経過の確認、基本構想案の基本理念と基本方針、各施設・設備の整備計画、庁舎の規模、事業の進め方や工事発注のあり方、仮に移転した場合の現庁舎の跡地活用など、11回の委員会を開催し、多岐にわたる議論を行うとともに、平成20年に続き2度目となる「県庁舎整備について県民の声を聴く会」を県内8地域で開催いたしました。

また、現在の県庁舎及び警察本部庁舎の視察も行い、両庁舎の老朽化等は、看過できない問題であると改めて認識いたしました。

さらに、委員会審議の終盤においては、中村知事並びに藤井副知事にも出席を求めるなど、県政の長年の課題である県庁舎整備について、結論を急ぐことなく、常に慎重にかつ丁寧な姿勢を持って審議を行ってきたところであります。

個々の審議の状況等につきましては、その都度、前会報告書により報告しているところでありますが、これまでの調査結果について、ご報告いたします。

まず、「県庁舎整備について県民の声を聴く会」について、ご報告いたしま

す。

この会は、県議会において基本構想や着工の是非などを審議し、知事に対して県議会としての考えを示すに当たって、県庁舎整備問題がすべての県民に関わる関心が高い重要な問題であり、慎重な審議が必要であることにかんがみ、広く県民の皆さんからのご意見をお聴きする必要があるとの認識のもと、昨年7月24日から9月4日までの間、県内8地域において開催いたしました。

この会には、各市町長をはじめとする各地域の有識者に加え、広く県民の皆さんの参加を募ったところ、延べ1,505人にも及ぶ多くの参加をいただき、いずれの地域の会場においても、率直な質疑とともに活発な意見交換が行われ、県庁舎整備に対する県民の皆さんの関心の高さを再確認することができました。

また、県民の皆さんの声を直接地域に出かけて聴かせていただくという、県議会の真摯な姿勢を評価する意見も多くいただいたところでもあります。

この会の総括としては、県庁舎建設そのものに反対する意見や建設場所の問題点を指摘する意見も一部にはあったものの、県が策定した基本構想案については、おおむね理解が得られたものと考えられ、長崎魚市跡地での新庁舎建設の機は熟しており、早期の着手を求める意見を含め、「決断の時である」との意見が大勢を占めたところでありました。

また、県庁舎建設による県内への経済波及効果を高めるため、県内企業の受注機会の確保や県内産資材の使用促進を求める意見や、移転した場合の跡地活用については、史跡「出島」の復元との調和を図るなど長崎全体のまちづくりの問題として、周辺地域や長崎市だけでなく、長崎県全体の活性化につなげることを求める意見が多く出されました。

このほか、県庁舎整備に関する意見以外にも、離島をはじめ、県土の均衡ある発展という視点に立ち、広域道路網の整備促進や県有施設の地域バランスに配慮した配置など、様々な意見が出されました。

次に、委員会審議の結果について、ご報告いたします。

まず、基本構想案などの具体的な審議を行うに先立ち現庁舎が抱える課題、現庁舎の耐震改修、現在地での建替え、長崎魚市跡地及びその周辺施設の安全性などについて改めて確認を行ったところです。

その際、一部の委員から何点かの疑問が示されましたが、一つひとつ確認

がなされ、疑問はすべて払拭されました。

次に、「県庁舎整備基本構想案」については、基本理念と基本方針をはじめ、各施設・設備の整備計画、庁舎の規模、事業の進め方など基本構想案の内容について、各委員から様々な意見が出されました。

県においては、本委員会での意見とあわせて、「県民の声を聴く会」やパブリックコメント、各種団体との意見交換会等において多くの県民の皆さんから寄せられた意見を踏まえ、基本構想案の修正が行われました。本委員会としては、県議会において慎重かつ営々として行ってきた議論を踏まえて策定・修正された「県庁舎整備基本構想案」について、「了承する」との意見で一致いたしました。

次に、新庁舎の着工の是非については、庁舎の建設そのものに反対する意見が一部にはありましたが、「現在の県庁舎及び警察本部庁舎は、老朽化、狭隘化、分散化等の課題に加え、災害発生時の防災拠点施設としての役割を果たすために、その耐震性と適切な機能確保が喫緊の課題であり、県民の生命・財産を守る立場にある県として、何の策も講じずに放置することは許されないことから、新たな庁舎の建設を判断すべき時期にきている」、また、「県議会において慎重かつ営々として行ってきた議論を踏まえて確定する『長崎県庁舎整備基本構想』に基づき、長崎魚市跡地において新たな県庁舎（行政棟・議会棟・警察棟）の建設に速やかに着手すること」との結論に達したところであります。

このように40年間という長い歴史の中で、県議会において慎重に議論が重ねられてきた県庁舎及び警察本部庁舎の整備について、本委員会の審議結果を取りまとめ、別途「新たな県庁舎の建設に関する意見書」提出方の動議を提出いたしておりますので、議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、基本構想案については、本委員会において各委員から様々な意見が出され、これらを踏まえて修正が行われましたが、その主なものは次のとおりであります。

まず、建設形体についてであります。行政部門と議会部門の建設形体については、議会自らが主体性を持って検討すべきとの認識のもと、県から示された案を各会派に数次にわたって持ち帰り検討するなど、慎重な審議を行ってまいりました。

各会派での検討結果を踏まえ、本委員会としては、行政棟、議会棟、警察棟の3棟をそれぞれ別棟とするが、行政棟と議会棟は可能な限り近接して配置すべきとの意見でまとめ、基本構想案の修正が行われたところであります。

次に、工事発注等については、「WTO政府調達協定」がある中で、県庁舎建設による県内への経済波及効果を高めるための方策について議論が集中し、若干割高になったり、品質確保のリスクもあるかもしれないが、県内企業の受注機会の拡大のため、躯体工事と内装工事を分離発注してもらいたい。あらゆる発注方法について調査研究を行い、最大限の工夫をすべきである。分離発注の課題解決を図るため、庁内に関係部局による検討委員会等をつくるべきであるなど様々な意見がありました。

この工事発注等については、「県庁舎整備について県民の声を聴く会」においても、参加者から多くの意見が出されるなど県民の関心が非常に高いことから、県内業界団体の代表の方々に参考人として委員会に出席いただき、ご意見をお聴きするなど、特に慎重に審議を行いました。

参考人からは、建設工事だけでなく、設計・監理業務についても、県内企業の受注機会の拡大を求める意見が出されたところであります。

本委員会での審議結果、県内業界団体や県民からの意見を踏まえ、県内企業の受注機会の拡大を図るために、工事の分離発注や、設計・監理業務へのJV方式の導入のほか、分離発注の課題解決に向けた庁内検討体制を整備することが新たに記載されました。

次に、仮に移転した場合の現庁舎の跡地活用については、現庁舎周辺の住民の方々が県庁舎の移転に反対する意見がある中で、副知事の出席を求め審議を行うなど、慎重に審議を進めたところであります。

各委員からは、埋蔵文化財予備調査等の調査を前倒しで早急に行うべきである。現庁舎の跡地は長崎のまちの再生化の起爆点になれる。地元の理解を得るための一つの方法として、県庁舎整備と跡地活用を並行して早く進めてもらいたい。跡地活用は、出島との連動、連携なくして考えられない。県庁移転後、跡地をどうするかによって、さらに出島が生きてくる。魚市跡地と同様に跡地はまちづくりの柱である。移転に反対する地元商店街のことだけでなく、長崎県全体のことを考える中で、長崎市民や周辺の方々の意見を十分聴いて組み入れていく必要がある。具体的な活用策が決まっていなかった

め、多くの市民・県民が不安に思っているなど、様々な意見がありました。

県においては、本委員会での意見を踏まえ、平成 22 年度 9 月補正予算で埋蔵文化財等各種調査費を計上し、調査を開始するなど、県庁舎建設と並行して検討が進められることになりました。

このほか、基本理念の表現や、県民の子育て支援の機能、庁舎の規模、駐車場計画など、各委員からは基本構想案の全般にわたり、様々な意見が出されました。

このような本委員会での審議結果や県民からの意見を踏まえ、基本構想案の修正が行われたところでありますが、その詳細については、省略させていただきます。

委員長報告の最後に一言申し上げたいと存じます。

この度、県議会で 40 年間もの長い歴史の中で、先輩議員等の努力で慎重に議論が積み上げられてきた県庁舎等の整備問題について、一定の結論に至ったことについては万感の思いを感じざるを得ません。

我々は、今日の日に至るまで、計 13 回の「県庁舎整備について県民の声を聴く会」を開催し、県内各地で多くの県民の意見を酌み取るよう最大限の努力をしてまいりました。

このように県議会が汗をかき、地域に足を運び、直接住民の皆様と意見交換することは、地方分権・地域主権時代の中で、また県議会のあり方が議論されている中で、先駆的であり、大切な取組みであると考えております。

また、本委員会の審議におきましては、11 回にわたる委員会を開催し、慎重かつ熱心な議論を行ってきたところでございます。

審議の中では、委員会の委員のみならず、各会派の議員全員にご意見も伺いながら、賛成、反対の両意見について議論を重ねてまいったところであります。

今回の報告は、特別委員会のメンバーとともに、県内をくまなく歩き、多くの県民との対話を通して導き出されたものであることを、改めて述べさせていただきます。

以上、県庁舎整備特別委員会の調査結果の報告といたします。

ご清聴、まことにありがとうございました。